

京都市告示第417号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年10月2日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社コペル	児童発達支援	コペルプラス 西大路御池教室 2650300292	京都市中京区西ノ京 銅駝町43-1 SHINTO御池ビル2F	令和6年 9月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)